

緊急連絡

平成20年5月21日

会員各位

社団法人三重県トラック協会

交付金助成事業の凍結解除のお知らせ

運輸事業振興助成交付金につきましては、道路特定財源の暫定税率が期限切れとなり、その動向が憂慮されておりましたが、去る4/30 租税特別措置法、地方税法改正法案が衆議院再可決により成立し、軽油引取税暫定税率等が復活、また、5/13 には、道路整備財源特例法改正法等が衆議院の再可決により成立し、「道路特定財源の10年間延長」・「地方道路整備臨時交付金の延長」が決定いたしました。

しかしながら、首相方針との整合性を保つ狙いで再可決に先立ち、道路特定財源制度は今年の税制抜本改正時に廃止し、21年度から一般財源化、一般財源化の法改正により、道路整備財源特例法は21年度から適用されない、暫定税率分も含めた税率は今年の税制抜本改革時に検討、必要と判断される道路は着実に整備する、新たに5年の道路整備中期計画を策定する、等が閣議決定されたため、平成21年度以降の運輸事業振興助成交付金については、先行きが不透明な状態となりましたが、とりあえず、平成20年度につきましては、三重県より交付金に係る内示がありましたので、4月1日付、緊急連絡でお知らせをしておりました「交付金助成事業の凍結（取扱保留）」を解除し、助成事業を再開させていただきます。

なお、20年度助成事業につきましては前年度の助成事業と同様に継続しており、本年4月1日に遡り実施いたします。

但し、すでにご案内のとおり、福利厚生にかかる助成（指定保養所利用助成・プール利用助成）につきましては、行政からの指示により本年度からは実施できなくなり、19年度で終了いたしました。

助成の内容については、6月定期発送でご案内申しあげます。また、「三重県トラック協会ホームページ」にも掲示してまいります。作業に若干の時間を要し、今週末の完了予定です。助成事業についてのお問い合わせ、また、ご不明な点等につきましては、協会までご連絡いただきますようご案内申しあげます。

（TEL 本部 059-227-6767 、 北部サービスセンター 059-353-4522）